

## 引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率は、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、その引き上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）については社会保障施策に要する経費に充当する旨地方税法に明記されました。本表はその引き上げ分の地方消費税交付金の充当先を以下のとおり示すものです。

（歳入）

・市町村交付金（社会保障財源化分）421,095千円

参考：地方消費税交付金総額 789,880千円（内一般財源化分 368,785千円）

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,548,345千円

【内訳】

地方単独事業 3,489,932千円、国庫補助事業 756,120千円、

投資的経費 2,444千円、公債費 180,189千円、共済費負担金 119,660千円

[引当項目一覧]※社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の内地方単独事業分

（単位：千円）

費目	経費	財源内訳			一般財源のうち 事務職員人件 費等	事務職員人件 費等を除いた 一般財源	うち消費税交 付金引き上げ 分の額
		特定財源		一般財源			
		国県支出金	その他				
総合福祉	36,590		36,007	583		583	70
うち 社会保障施策に要する経費	36,590		36,007	583		583	70
医療	2,304,984	295,806	158,520	1,850,658		1,850,658	223,300
うち 社会保障施策に要する経費	2,304,984	295,806	158,520	1,850,658		1,850,658	223,300
介護・高齢者福祉	1,092,180		99,565	992,615	5,658	986,957	119,086
うち 社会保障施策に要する経費	1,092,180		99,565	992,615	5,658	986,957	119,086
子ども・子育て	664,133	12,556	44,876	606,701		606,701	73,205
うち 社会保障施策に要する経費	664,133	12,556	44,876	606,701		606,701	73,205
障がい者福祉	6,891	207		6,684		6,684	806
うち 社会保障施策に要する経費	6,891	207		6,684		6,684	806
就労促進				0		0	0
うち 社会保障施策に要する経費				0		0	0
貧困・格差対策等	41,473	65	3,059	38,349		38,349	4,627
うち 社会保障施策に要する経費	41,473	65	3,059	38,349		38,349	4,627
合計	4,146,251	308,634	342,027	3,495,590	5,658	3,489,932	421,095
うち 社会保障施策に要する経費	4,146,251	308,634	342,027	3,495,590	5,658	3,489,932	421,095

※本表は令和3度大田市決算統計に基づく「社会保障施策に要する経費」に関する調査において計算した社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費のうち、地方単独事業分に対して市町村交付金（社会保障財源化分）の振り分けを行ったものです。

※千円単位の端数調整の都合上決算額と数値が異なる場合があります。